

実質的支配者 リスト制度

＊ ＊ 間接保有の場合 ＊ ＊

間接保有とは、個人が自らの支配会社（51%以上の議決権を保有する法人）を通じて、他の会社の議決権を保有することです。



制度の対象となる会社は
「株式会社」と「特例有限会社」です



お申し込みのSTEP3・ご用意いただく書類

STEP1 実質的支配者リストの作成 2ページへ

STEP2 申出書の作成 4ページへ

STEP3 添付書類を準備 5ページへ

書類ができれば

会社の本店を管轄する法務局に提出します
郵送による申出も可能です

● 実質的支配者リストとは ●

株式会社の実質的支配者の氏名やその保有する議決権などが記載されたリストです。
この制度では、株式会社が作成した実質的支配者リストについて、商業登記所で所定の添付書面による確認を行った上で、その写しに登記官の認証文を付けた証明書を交付します。
円滑な取引に備えて、あらかじめ1年に1回程度保管・交付の申出をしておくことをおすすめします。

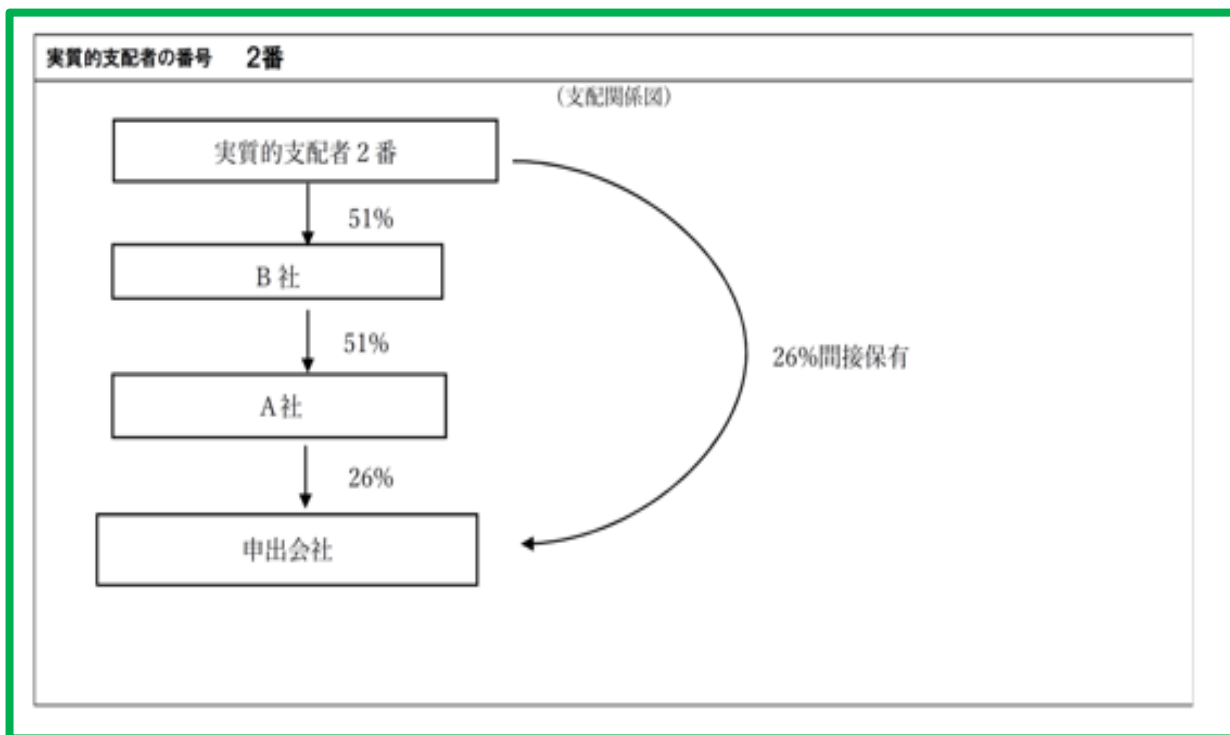
● 利用のメリット ●

- その1 信頼性の高い実質的支配者情報を得ることができます。
- その2 会社が金融機関などで行う実質的支配者の確認手続きがスムーズになります。



STEP 1 実質的支配者リストの作成～その2～

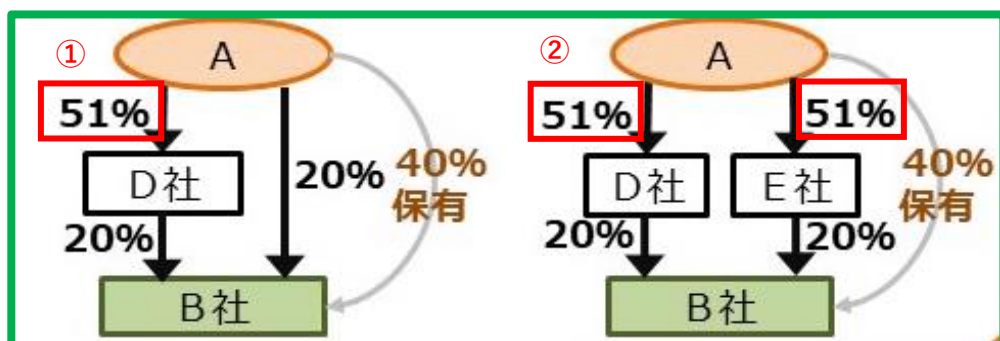
前ページの⑨については、次の別紙も必要となります。



前ページ⑨の例となります。

2番に記載された「乙野花子」はB社の51%の議決権を保有しており、B社はA社の議決権を51%保有しています。A社は、申出会社の26%の議決権を保有しています。この場合、「乙野花子」は、A社及びB社を通じて、申出会社を間接的に支配している形となります。

(参考：間接保有の例)



①は、AがD社を通じて20%、A自身で20%、合計40%の議決権を保有しています。

②は、AはD社及びE社を通じて、それぞれ20%ずつ、合計40%議決権を保有しています。

※Aは、D社及びE社については、51%以上の議決権を有する必要があります。



STEP 2 申出書の作成

実質的支配者情報一覧の保管及び写し交付申出書

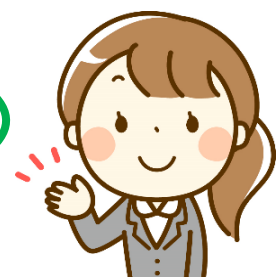
(補完年月日 令和 年 月 日)

①	申出年月日	令和4年10月1日	実質的支配者情報番号	-	-
②	会社法人等番号	0000-00-000000			
③	商号	第一電気機器株式会社			
④	本店	東京都中央区日本橋茅場町一丁目2番1号			
⑤	申出人の表示	住所 東京都文京区目白台一丁目21番5号 資格 代表取締役 氏名 法務 太郎 連絡先 000-0000-0000			
	代理人の表示	住所 氏名 連絡先 - -			
⑥	必要な写しの通数・交付方法	1通 (<input checked="" type="checkbox"/> 窓口で受取 <input type="checkbox"/> 郵送) 郵送の場合は、宛先(※2)を記載した返信用封筒及び郵便切手が必要です。 ※1 申出書には、申出書(委任による代理人によって申出をする場合にあっては、当該代理人の権限を証する書面)に申出会社の代表者が登記所に提出した印鑑が押印されている場合を除き、申出書に記載されている申出会社の代表者の氏名及び住所と同一の氏名及び住所が記載されている市町村長その他の公務員が職務上作成した証明書(当該申出会社の代表者が原本と相違ない旨を記載した謄本を含む。)を添付する必要があります。 ※2 郵送の場合、会社の本店、申出人(又は代理人)の表示欄にある住所のうち、希望する送付先に送付します。返信用封筒には、該当の送付先を記載してください。			
⑦	利用目的	<input checked="" type="checkbox"/> 金融機関への提出 <input type="checkbox"/> その他 ()			
上記の法人の申出日前1か月以内の日における実質的支配者情報一覧を別添のとおり提出し、上記通数の実質的支配者情報一覧の写しの交付を申出します。 申出の日から1か月以内に実質的支配者情報一覧の写しを受け取らない場合は、廃棄して差し支えありません。					

上記①から⑦までをご記載ください。

②は、会社の登記事項証明書に記載されています。

代理人がお越しになる場合は、代理人の表示欄も記載するとともに、委任状に申出会社代表者が登記所に提出した印鑑(会社実印)の押印が必要となります。





STEP 3 添付書類の準備

- ①株主名簿の写し
- ②申出会社の代表者の本人確認書類
(例：運転免許証の両面コピーしたもの。
マイナンバーカードの表面のみコピーしたもの。)

・・・・・・・・・・以下、必要に応じて・・・・・・・・・・

- ③実質的支配者の本人確認書類
- ④委任状

※郵送申出の場合は、実質的支配者リストの送付先を記載した返信用封筒と切手を同封する必要があります。



実質的支配者リストの申出と交付は、簡単かつ
無料です。
書式は、次のアドレスに掲載しています。
ぜひ、ご利用ください！

京都地方法務局HPに書式を掲載しています。

https://houmukyoku.moj.go.jp/kyoto/page000001_00584.html



お問合せは



京都地方法務局イメージキャラクター
「ほっぴいちゃん」

京都地方法務局法人登記部門

電話 075-231-0292

窓口時間 午前9：00～午後5：00まで
(土・日・祝日を除く)